

1. 件名：「日立造船（株）特定兼用キャスクの型式証明申請（Hitz-B69 型）に関するヒアリング【8】」
2. 日時：令和5年6月30日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部上席安全審査官、寺野管理官補佐  
松野上席安全審査官、櫻井安全審査官  
（核燃料施設審査部門）  
甫出安全審査官※  
（システム安全研究部門）  
福田副主任技術研究調査官  
日立造船株式会社：  
脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室  
室長 他6名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について（コメント回答）  
資料1-2 補足説明資料 16-1 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
資料1-3 補足説明資料 16-3 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 遮蔽機能に関する説明資料  
資料1-4 補足説明資料 4-1 4条 地震による損傷の防止 地震に対する安全機能維持に関する説明資料  
資料1-5 補足説明資料 5-1 5条 津波による損傷の防止 津波に対する安全機能維持に関する説明資料  
資料1-6 補足説明資料 6-1 6条 外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻及びその他外部事象に対する安全機能維持に関する説明資料  
資料1-7 Hitz-B69 型 ヒアリングコメント管理票

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:13	今日は、審査会合の指摘、
0:00:21	まだコメント回答してない。
0:00:30	はい。では日立造船の岡田です。では本日は、はいコメント回答ということで、よろしくお願いします。ではまず資料の確認ですが、資料 1-1、これが設置許可基準規則への
0:00:42	適合性についてのコメント回答。
0:00:45	資料 1-2、補足説明資料 16-1、燃料体の 16 条の燃料体の取扱施設及び貯蔵施設、
0:00:53	資料 1-3。
0:00:55	こちらが、
0:01:00	資料補足説明資料 16-3、16 条の遮へい機能に関する説明資料、
0:01:07	次 1-4、こちらが補足説明資料 4-1。
0:01:10	4 条の実施に対する安全機能維持に関する説明資料。
0:01:15	資料の 1-5。
0:01:18	こちらが設置補足説明資料 5-1、第五条の津波に対する安全機能維持に関する説明資料。
0:01:28	資料 1-6、こちらが、補足説明資料 6-1、竜巻及びその他外部事象に関する対する安全機能維持に関する説明資料となります。
0:01:40	資料 1-1、こちらで説明させていただきます。
0:01:46	はい。では今回説明する内容としまして
0:01:51	前回の
0:01:53	ヒアリングで確認いただきました内容の補足等あるところについて主に説明させていただきます。それではまず、ページに関するページとしましては、11 ページの指摘事項 2 のところから、
0:02:05	させていただきます。
0:02:09	では少し指摘事項 2 のバスケットの説明というところで、まず 11 ページに関しましては、こちらは
0:02:17	名称ですね
0:02:18	燃料燃料体の名称のところでは上部構造材下部構造材上部構造材ということで、こちらは遮へいの方の表現をさせていただきました。
0:02:28	こちらの説明についてはちょっと以上になります。
0:02:32	では続きまして 12 ページ目に移らせていただきます。
0:02:36	この上部格子枠の説明というところで図一部見直しところがございますので、説明いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	この 12 ページの資料の、
0:02:47	部分のこの上部格子枠、真ん中のところの部分ですが、上部格子枠の説明ですが、燃料有効部より上部に位置することから、中性子吸収材を配置する必要がなく、主に、
0:02:58	使用済み燃料の幾何学的配置のホース保持に特化した構造とし、これによるバスケットの経路力を図ることとしたと。
0:03:07	少し表現を見直させていただきました。
0:03:12	では続きまして 13 ページに移ります。
0:03:15	はい。このクランプ。
0:03:17	構造について、少し表現を皆させていただきました。
0:03:21	見直し部分では、後半部分になります。
0:03:25	このクランプコードの説明の後半部分になりますが、クランプの機能保険の機能等の整理ということで、ぜひ、
0:03:33	迫のクランプ構造というのは、サポートプレートを含んで、軸方向に上下一つで、一つ上下 1 組で一つの締結構造を形成する構造と、
0:03:42	さらにこのクランプ構造というのはサポートプレートを締結する部材ということで、
0:03:46	まずは製作時のバスケット取り扱い時において、こちらがバスケットを束ねて外径を調整し、
0:03:53	そして本体胴にバスケット挿入際の、
0:03:56	補助的機能を担っているという
0:03:58	ふうになっております。
0:04:00	そして、このバスケットを本体胴に挿入した後、
0:04:04	こちらは本体胴とバスケットの隙間が狭いところから、クランプ構造の有無にかかわらず、バスケットは本体胴で保持されるという
0:04:12	考えをもと設計しております。
0:04:15	そして、このクランプ構造というのは、外部事象に対し、重要な構造強度部材ではなく、
0:04:21	クランプの有無にかかわらず、
0:04:23	使用済み燃料集合体の幾何学的配置、並びに中、中性子吸収材の適切な配置が、実機保持できるものとしてます。
0:04:32	なお、型式証明審査対象外となりますが、輸送の特別の試験条件下において、こちらに関しましては、中性子吸収材の適切な配置を保持するための補助部材として役割を担っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	はい。こういった機能から、次の 14 ページに移らせていただきます。 このクランプのモデル化、設計の考え方としまして、
0:04:53	まず、地震津波及び竜巻飛来物の評価、こちらにおきましては、
0:04:59	クランク構造の有無にかかわらずバスケット本体胴で保持されるという ところからか、クランプ構造は、
0:05:05	計算のところで考慮はしておりません。
0:05:09	一方で、輸送時、こちらは、
0:05:14	型式証明の対象外となりますが、大きな荷重が変わるところでござい まして、解析モデルではサポートプレートを連結する要素として考 慮しております。
0:05:26	バスケット構造の、こちらが先行といいますか非Hitz-B52 型のバスケ ットの構造の差異に関しましては、
0:05:35	一つはクランプ構造を介してプレート連結構造というのは同じ。
0:05:39	ただしHitz-B52 型は、除熱材のアルミニウム合金を固定する機能と いうのを有していますが、一方で、この位置に 69、
0:05:49	9 ランプ構造にはその機能はアノないというような差異はございます。 ですのでアルミニウム合金は直接、コンパートメントが固定されるという こういった違いがございます。
0:06:03	そして、Hitz-B52 型と 69 型のこのクランプ構造としましては、自体 は、一部の機能に違いはあるものの、目的とする基本的機能及び、
0:06:13	構造解析における考慮方法というのは、同じものと考えております。
0:06:20	クランプ構造 2 課、バスケット上部格子構造バスケット等の説明は以上 となります。
0:06:28	では続きまして、もう 1 点、SG2 級合材に関するコメントの回答というこ とで 15 ページに移ります。
0:06:37	はい。
0:06:37	こちらはす今回説明させていただく事項としては 2 点、大きく 2 点ござい まして、一つは驚見企画の考慮の点、こちらの見直しを行っております。
0:06:50	また、審査、
0:06:51	型式証明審査におけるSG29 号の審査の方針、こちらについてご説明 させていただきます。
0:06:59	では 15 ページ目、まず渥美企画の考慮としまして、
0:07:03	もともと
0:07:06	技術評価書の審査新規材料ガイドラインのところでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	蓮見企画やシアノ実のでは、V材を除く、材料の
0:07:17	許容引張応力S、こちらが2種類あるがフランジ等の傷が大きく影響するものには高い方の値を用いるべきではないということが明日目には規定されておりますが、
0:07:30	この
0:07:31	材料企画の方には、
0:07:34	この規定がないというところで、集めとのす差異が生じていると。
0:07:39	いうところですが、
0:07:40	こちらの
0:07:42	厚めの規定。
0:07:44	こちらサイド各見直した点というのが、
0:07:47	フランジ等のひずみが大きく影響するものという選出はご説明させていただきましたが、この考慮についてはそもそも、この許容値が2種類あるというのは、
0:07:57	オーステナイトステンレス高に対する規定となっております。
0:08:01	で、JASすいません、厚めの方にも、それは
0:08:06	明確に規定がされてますので、数をスライドステンレス項ではというところで、STの設定で、この許容値、基準値は、
0:08:14	高い方をオーステナイトステンレスのところで高いほう使うべきではないというふうに、
0:08:20	規定がされてます。
0:08:22	一方、今回、SG295台というのは炭素高でございますので、特にそもそもこのオーステナイトステンレス高ではないので、こういった要求はないと。
0:08:32	地形が
0:08:34	ないということで、その該当しないというところで、
0:08:38	ございます。
0:08:39	従いまして、この厚めの考慮このフランジ等のひずみが大きく影響するものに関しましては、今回は材そもそも材料が檀十河であるので、該当しないというところでご理解いただければと思っております。
0:08:51	では厚めの考慮につきましては以上となります。
0:08:56	では続きまして16ページに移らせていただきます。
0:08:59	こちらの型式証明審査に鹿野火山のところですが、型式証明審査におけるSG29号の審査の方針、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:08	ということで弊社が考えております方針としては、まず、SG2 機 5 台の適合性説明については、型式証明ではなく、後段審査で説明をさせていただきたいと考えております。
0:09:20	そして、この型式証明でのおいては、
0:09:24	設計使用者基準値の設定について、
0:09:27	というところの妥当性を審査していただくことになると考えております。
0:09:30	したがいまして、基準値の妥当性という点ではなく、基準値の設定方法、或いは設定の考え方の妥当性の審査を審査いただきたいと。
0:09:39	そして、申請書の方は、
0:09:42	こういった内容を踏まえましてこのSG2 記号に関する
0:09:47	箇所に関しましては、補正をさせていただくと考えております。
0:09:51	具体的には、材料の基準値はJASMINE材料規格の新規材料、
0:09:55	材料採用ガイドラインに従って、そしてさらに先ほどの渥美企画に対する考慮というのを説明させていただきます。そして、取得した応力ひずみ特性や高温引張特性のデータをもとに、
0:10:08	保守的に材料規定を設定しているというところを、説明させていただくことで、この
0:10:14	基準値の設定方法は妥当であるというふうな確認をしていただきたいと考えております。
0:10:20	なお、この材料のデータの取得、こちらに関しましては、この補足説明資料の方で、説明、つけさせております。つけさせていただいておりますので、
0:10:31	こちら補足説明資料 16-1、そして別紙 3 のところで
0:10:36	内容で示させていただいております。
0:10:39	なお、この 16 ページ、説明としては以上となりますが、16 ページ、あとは
0:10:45	この安全機能への影響の部分に関しましては少し表現を訂正さ、見直させていただいております。
0:10:53	このそれぞれの評価は、もう設定する荷重条件に対して成立するというような表現に変え、皆をさせていただきました。
0:11:01	はい。
0:11:02	ではASJ2 基ごさいに関する説明としては以上となります。
0:11:08	では続きまして 17 ページの指摘事項 3 番につきましては先日確認確認させていただいております特に今回ご説明する事項はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:18	続きまして 19 ページに移りますが、この指摘事項 5 番。
0:11:23	以降についてはちょっと説明者変わりますので、
0:11:40	日立造船の吉田です。衛藤説明者交代いたします。衛藤。
0:11:44	指摘事項ナンバー5 番につきましては前回のヒアリングのコメントを受けまして資料の方まずう等の参照は補足説明資料に回すというところで説明文言は基本的には書いておりません。
0:11:57	というところでナンバー5 番は以上になります。
0:12:04	はい。
0:12:06	20 ページから説明し、
0:12:10	ヒグチでございます。
0:12:12	指摘事項No. 6 に関しまして、前回のヒアリングで、もうちょっと定量的な評価が欲しいということで、記載、説明内容の記載を少し、
0:12:25	重要な
0:12:30	まず定量的なところというのが、最大崩壊熱量に対して、設計崩壊熱量は 17%以上の
0:12:42	さらに、
0:12:44	前回、最初にコメントいただきました。
0:12:48	起重機 200 度
0:12:54	解析温度については、裕度が小さい。
0:13:02	検討では 17.9%程度の不正が、
0:13:07	あえて
0:13:10	さらにですね、次のページ、
0:13:21	中央力、
0:13:28	聴力の方を上表にまとめさせていただき、
0:13:36	の方は、
0:13:43	ビジー
0:13:47	8 個、
0:13:49	皆燃料の方が、
0:13:50	14 メガ発か
0:13:52	ステップツ一、高燃焼度足かけ 8 燃料の方は 54MPa以下と。
0:14:00	こちらにつきましては照射後内圧最大から評価しておりまして、パバ温度に依存する
0:14:12	では、
0:14:14	ミツイ
0:14:18	22

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:23	佐瀬吉田です。江藤。22 ページの指摘事項No. 7、こちらは前回のAからAと書いておりません。
0:14:31	ところで衛藤、杉衛藤 25 ページの指摘事項No. 8、こちらは 26 ページ目の図において説明上必要ではない数字の方、積ずらせていただきました。
0:14:45	というところで、遮へいに関しては、説明は、
0:14:50	あっせん、
0:14:52	して、
0:15:07	はい。日立造船の方ですでは指摘事項 9 番に関しましては前回説明していただいた、していただいた通りです。ですので変更はございません。
0:15:17	では指摘事項 10 番に関しましてまた説明者変わります。はい。
0:15:26	はい。
0:15:28	いただきます日立造船の樋口でございます。
0:15:30	指摘事項No. 10 に関しまして、前回のヒアリングでコメントいただきましたのが、以前ご説明させていただいた内容と内容的にちょっと繋がらないと。
0:15:42	いうことをご指摘をいただきましたので、記載を改めさせていただきました。
0:15:48	特に内容を変えさせていただいたのが、事例概要のところ。
0:15:54	事例概要では、Hitz-B69 型のバスケット構造強度はエクセルに入力した応力評価式で確認しており、
0:16:01	津波に伴って対応する加速度のは、個別のセルに入力していると。
0:16:06	引き継ぎ 69 型は横が横置き性で上するキャスクであり新生児において横瀬増に対する津波に対し、伴って作用する加速度の整理が十分できていなかった。
0:16:17	何に伴って作用する加速度として、キャスク軸方向に 4.5 時、いい形をこんなビジーを想定しているが、縦置貯蔵の場合、縦置サトウの評価方法とは、
0:16:27	考え方が異なる。
0:16:29	縦括弧書きで縦置貯蔵ではキャスク方向に対する加速の違いは生じない。
0:16:37	ため、作用する加速度を取り違えて評価していたということで、
0:16:41	原因のところ、こちらに関しては記載は変わっておりません。最後の処置のところなんですけれどもこちらで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:49	同様のフィルムを確認するためバスケットの強度計算書の再チェックを実施しました。
0:16:56	再チェックの表、再チェックでは評価モデルに消す方向ごとの加速度を明記。
0:17:01	同様の不適合が再発しないように是正するとともにですね。
0:17:05	社内で水平展開、
0:17:10	で、次のページ、29 ペー
0:17:14	ましては、左側の確認体制の項目番号の項目について、順序がありますのでこの番号、記載させ
0:17:26	特に 5 番のところ、計算の入力計算結果ダブルチェックを行うところ、ここに関してが、今回の誤り、ダブルチェックで発見すべきであった。
0:17:37	誤りを、ここで発見できなかった。
0:17:44	では、
0:17:56	はい、刀禰。
0:17:58	説明かわりまして日立造船濱田がご説明させていただきます。
0:18:03	30 ページから指摘事項 11 になりまして、
0:18:07	こちらのページでは
0:18:10	規制全体の評価方針のところ、
0:18:12	2aと番号をつけさせ
0:18:20	変更点について地震の 1 ジンノ 2 から始まって、津波竜巻の 4、
0:18:27	こちら今までちょっと
0:18:30	地震の位置という言い方をした。
0:18:37	ありましたので
0:18:43	続きまして
0:18:45	回答 11 月、
0:18:47	密封シール部。
0:18:50	バスケット
0:18:51	の、
0:18:54	普通シール部につきましては、
0:18:56	内容は変わっておらず、見直しの理由としてA3 のHitz-B24 の審査コメント、
0:19:03	検討し反映している。
0:19:05	というところを追加。
0:19:08	バスケ
0:19:13	ゼネコン

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:17	こちら評価結果の見直し。
0:19:19	項目として地震の山になり、
0:19:23	見直しの理由としては審査の過程での見直しということになる
0:19:27	内容としましては、マーケットの再確認の結果、
0:19:32	設置許可基準規則解釈に基づき各
0:19:36	地震力水平及び
0:19:38	鉛直方向の地震力を同時に不利な方向の組み合わせで作用させることを、
0:19:43	考慮するため、
0:19:45	申請書に用いた評価方法と同じ。
0:19:48	水平地震力による圧縮と、
0:19:51	どく地震力による曲げ及びせん断を組み合わせた荷重により評価することとします。
0:19:58	ただし審査の過程で津波の影響に対する今般、
0:20:02	軸方向の圧縮評価において、独立した中央部の
0:20:06	コンパートメントの重量を保守的に考慮することとしたため、
0:20:11	地震の評価において同様の
0:20:13	考慮が必要と判断しまして、
0:20:16	評価結果を見直すこととし、
0:20:19	具体的な数字としては下の表に書いてある
0:20:23	申請後から見直し後、右の今回の
0:20:28	表記として鉛直方向の応力強さを 4.9MPaこちら変わらない、あります。
0:20:34	水平方向の圧縮として 4.7MPaに変更になる。
0:20:39	それでは組み合わせた組み合わせ応力としましては、
0:20:43	9.6 名がパスコ
0:20:51	続きまして 33 ページ。
0:20:54	こちら水平方向の、
0:20:57	地震力と、
0:20:58	鉛直方向の地震力が作用したと、場合の、
0:21:01	各部材の
0:21:04	評価け
0:21:12	コガむ
0:21:16	それ、
0:21:22	34 ページに進んでいただきまして具体的に水平方向の地震力、加速度による評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:28	の修正としまして、
0:21:31	コンパートメントの
0:21:34	ところ、
0:21:35	まして、
0:21:36	ブレード及びアルミブロックの荷重を受ける。
0:21:39	この外周部の 24 体を評価対象としました。
0:21:44	上で今般、
0:21:46	ホシコ
0:21:50	さらに各、
0:21:52	地震力、水平
0:21:54	同時に不利な方向の組み合わせで作用させることを考慮するため、
0:22:00	申請書に用いた評価方法
0:22:03	水平及び
0:22:05	面と高校の組み合わせの荷重を多重による評価
0:22:18	30
0:22:21	こちらがイトウ。
0:22:23	については
0:22:25	手計算からFEM計算への見直し、
0:22:27	項目として地震のようになりまして、
0:22:30	見直しの理由としては、A3 判の日付 24 の審査コメント。
0:22:34	検討し反映も、それと、4 の審査内容を踏まえて審査書の見直し、
0:22:40	になります。
0:22:42	こちら内容がそのままここへ変わります。
0:22:46	続きまして 4 番の伝熱品について
0:22:50	設計基準値の見直し、項目としては地震の後と津波の 4 と。
0:22:54	舘牧野さん、新名
0:22:58	こちらも見直しの理由としては日付 24 の審査コメントの反映検討反映と、
0:23:04	A4 判の審査内容を踏まえての見直しになる。
0:23:09	全品のところで、
0:23:12	評価基準値をちょっと
0:23:14	修正する。
0:23:19	その詳細については、
0:23:21	ちょっと
0:23:25	今まで末の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	ボイラー案内プレスボイラーのPressureVesselCodeの
0:23:31	Section II のパーク。
0:23:33	運用元としていたんですけどこちらは、
0:23:41	続いて 36 ページ
0:23:46	実際の変更。
0:23:47	箇所については、
0:23:49	電熱品の溶接部の応力強さの項目になりまして、計算値は変わらずに、
0:23:54	評価基準値が 86MPaとなり、
0:24:06	その
0:24:10	NHKの評価基準値についてちょっと詳細に説明させていただ
0:24:16	て、もともと伝熱品の基準値としてはSuとして、継ぎ手効率 0.45 を考慮した値としています。
0:24:23	そのSEの物性値をオイラー明日目のボイルandPressureVesselCodeの
0:24:28	Section II のPartBから、
0:24:33	DNPの同罪の強い、
0:24:35	1020P相当する、シーズCの 10 ニイツ 0 材。
0:24:41	の
0:24:43	値を使用していたんですけども、
0:24:46	こちら、そうですね。
0:24:48	材料としての木
0:24:50	基準標準での値になりまして、
0:24:53	規格値になるんですけども、こちらでは
0:24:58	マス目の同じボイラーのPressureVesselCodeのSection II のパワ
0:25:04	ー
0:25:08	で、
0:25:11	まず温度の物性値から、
0:25:15	あとSu値を読み込むこととしました。
0:25:19	それによって評価前は 0.45 掛ける。
0:25:22	規格値である 205、
0:25:28	の席である 92MPaとしていた。
0:25:29	パート、
0:25:29	Dに変更した。
0:25:31	0.45 掛ける。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:33	ここ、この
0:25:35	実際の温度での、
0:25:38	S1である192を掛けて、
0:25:41	86MPa、
0:25:44	という結果を今、今回、評価基準値として変更いたしました。
0:25:53	はい。前月比
0:25:56	続きまして38ページ行きまして、
0:25:59	こちらがイトウの評価の見直し。
0:26:03	津波波力を受ける面積の見直しと評価モデルの見直しとしまして、
0:26:08	津波と3と竜巻の2が同じ変更になる。
0:26:13	見直しの理由としては5の審査の過程での見直しになります。
0:26:19	こちらの中身については変わらない。
0:26:24	投影面積の見直しのところで、
0:26:27	内容1で、ちょっと、
0:26:31	沖片野。
0:26:33	前回、
0:26:35	しまして
0:26:37	内容(1)で、応力評価を保守的に、ごめんなさい。
0:26:41	エーツとか、
0:26:42	応力評価を保守側に評価するよ。
0:26:45	評価モデルへ変更を行ったという記載に、
0:26:49	させていただいており、
0:26:53	はい。
0:26:56	については以上に
0:27:11	はい。それでは説明者変わります39ページの指摘事項No.12、
0:27:17	バスケット臨界防止上有意な変形が生じないように設計するということ
0:27:27	ろについて、コンパートメントの基準値、SIS及びサポートポイントの、
0:27:31	基準値FCの考え方を、設定の考え方の説明を、
0:27:33	異なります。
0:27:33	このバスケットの設計における評価基準の基本方針としましては、臨界
0:27:45	防止機能ということで、金属キャスク構造規格に定めるバスケットの供
0:27:49	用状態Dにおける許容力、
0:27:52	及び臨界防止上、有意な変形が生じないこと。
0:27:52	という、評価基準にしております。
0:27:52	そして部材に関しましてはコンパートメント、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:56	中をですね燃料講師、そしてそれを支えるサポートプレート、こちらの二つに関しまして説明させていただきます。
0:28:04	まず、講師あるコンパートメント。
0:28:07	こちらはまず一つが、金属キャスク構造規格に定めるバスケットの経営状態李における、
0:28:13	令における応力強さの協力。
0:28:16	こちらがSEになります。
0:28:18	加えて、バスケットにこの臨界防止上有意な変形が生じないというところ観点から、コンパートメントが塑性変形しない基準としてSIを適用というふうにしております。
0:28:29	なおこのSIの適用に関しましては、
0:28:32	もともと、バスケットの協力の考え方としましては、
0:28:36	孔口力を超えた場合は、その変形状態を委員会解析で考慮するといったところが、
0:28:43	考え方になりますが、
0:28:45	従って、キャスクの臨界防止機能を維持する観点からは、
0:28:49	この
0:28:52	現職奇形なんだ。
0:28:54	観点として、
0:28:56	まずは、この
0:28:59	す塑性変形をしないという基準としてSIを確認することで、この委員会、
0:29:05	防止上有意な変形が生じないと確認できると考えております。
0:29:09	従って、このSIの適用というのはまずはここの確認すると。
0:29:14	いうところですが、しかしながら、塑性変形がそれを認めないわけではございませんので、
0:29:19	塑性変形が生じる場合には、バスケットの変形量を考慮した臨界解析により臨界防止上、有意な変形が生じないことを確認することになります。
0:29:30	そういったところでまずはSyを適用するというのは各層そちらで塑性変形しないことを確認できればもうそれ以上の、
0:29:37	印加防止上有意な変化が生じないというような、
0:29:41	確認となると考えております。
0:29:44	一方でサポートプレートに関しましては、同じく金属キャスク構造規格に定めるバスケットの供用状態Dにおける、
0:29:51	思考力の協力としてAFCを適用いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:55	なお、このサポートプレートの協力をし、こちらは圧縮応力の、
0:30:00	基準となりますが、
0:30:02	思考力のこの基準AFCに關しましては、
0:30:06	もともと部材の形状を考慮した補正は行われておりますが、基準としては $S_y$ 。
0:30:13	をベースとした許容値の設定となっております。
0:30:17	従いまして、このSIでの超えないというところ、観点から別途 $S_y$ 以下であることを確認する必要はなく、さらに実際数対馬の値としましても超えてないことは確認できるということ。
0:30:31	ことで、こちらのサポートプレートの巨人揚力圧縮の協力に關しましては、FCを適用しているという観点になります。はい。
0:30:40	以上説明は以上となります。
0:30:44	では説明者かわり、
0:30:52	はい続きまして指摘事項No. 13について、
0:30:56	日立造船濱田がご説明させて、
0:30:59	ます。
0:31:00	こちら、津波
0:31:02	荷重条件、
0:31:04	漂流物衝突荷重をそれぞれ作用させるという、
0:31:08	言い方をしたんですけども、これが同時なのか別々なのかというのが不明瞭であったということでしたので、
0:31:15	説明内容を見直しております。
0:31:20	もともと津波荷重の条件としまして等分荷重であるツツミ津波ハーツと、
0:31:27	集中荷重である漂流物衝突荷重の両方を、
0:31:31	それぞれで作用させるという言い方をしたのを、両方同時に、
0:31:36	安く差異をさせるという言い方に改めて、
0:31:41	これ、それぞれと言った理由としてはタスクの評価で、
0:31:47	津波ハーツと漂流物衝突荷重の採用方法が蓋パターンありまして、
0:31:53	まず一つ目としては密封境界部及び電及び街灯、
0:31:58	の評価になるんですけども、こちらが津波ハーツと漂流物衝突荷重を、
0:32:03	別々の荷重として、同時にキャスクに作用させています。
0:32:08	この下の図の(1)の方。
0:32:11	もう一つがバスケット及び電熱品の評価になりまして、
0:32:15	こちらは津波ハーツと漂流物衝突荷重を合成して、
0:32:19	一つの津波荷重としてキャスクに作用させて今

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:24	これが右下の図での右の(2)の方にある
0:32:29	このうち、(1)、
0:32:31	密封境界部と外筒の評価において、
0:32:34	もう一つの(2)と区別するために、津波発と漂流物衝突荷重を、
0:32:40	分けているという意味、意図から、それぞれ作用させるという表現をしていた。
0:32:46	これですと津波発と、堀口層、漂流物衝突荷重で、
0:32:52	それぞれ別の評価を行っているんじゃない、行っているというような、
0:32:56	誤解を招いてしまうような恐れがあることから、
0:33:00	津波ハーツと漂流物衝突荷重を同時に作用させるという表現に、
0:33:05	見直しております。
0:33:12	113 能勢
0:33:21	はい。日立造船の岡田です。はい、では残りますのでスケジュールになります。42 ページ、今後のスケジュールとしまして今回のコメント回答。
0:33:31	その後、+審査会合補正というふうに我々は考えております。はい。
0:33:37	では、日立造船からの説明は以上となります。
0:33:46	規制庁。
0:33:49	では質疑の方に移る。
0:33:53	まず、
0:33:54	私から、SD295 台について、
0:34:01	な-ヒアリング。
0:34:06	週値で審査する範囲としている意味。
0:34:10	審査する範囲を、
0:34:12	分けましたっていう、今日の説明。
0:34:15	だったと思うんですけども、
0:34:17	そもそもの、前回の、
0:34:20	ヒアリングのコメントで、
0:34:22	安めの規格に登録するかしないかって言ったら、
0:34:27	どちらになりますか。
0:34:32	はい。日立造船の方です。
0:34:35	今回はJAS面自体には登録をずっと見送りまして、審査の方で審査していただきしていただきたいと考えております。
0:34:45	それは理由はなぜですか。
0:34:53	廃棄体調査の方から一つは経営審査

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:58	の審査というのは、危険時現在の
0:35:02	時間があいよ。
0:35:08	すいませんちょっと御説明とかあります。
0:35:18	須藤さんが多い。
0:35:26	当然、
0:35:27	議論してんです。
0:35:31	同じようにできないか。
0:35:35	フロンステンレスはピンクです。
0:35:38	羽根。
0:35:45	に基づいて、
0:35:46	金属キャスク用の
0:35:49	バスケット材としての新規。
0:35:53	ていうところで、
0:35:54	登録されてたようなんですけど、
0:36:00	機械学会の材料、
0:36:02	材料規格、
0:36:03	新規材料採用ガイドライン改定
0:36:07	心臓
0:36:10	を絞って、
0:36:13	すべての機能、
0:36:15	材料、原子力
0:36:18	施設、
0:36:19	原子力
0:36:21	それに、汎用的に用いるような書き方。
0:36:25	我々今考えてるのは、金属キャスク
0:36:29	の、
0:36:30	パス決定を材料としてのみ、
0:36:39	最初の、
0:36:40	関係
0:36:44	データの取り方っていう
0:36:49	対応できない。
0:36:51	どう考え。
0:36:52	へん。
0:36:54	反映する。
0:36:56	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	今回、
0:37:00	今後の審査
0:37:03	審査いただければというふうに
0:37:16	を見ると、
0:37:19	そもそもこの
0:37:22	今これ、今回の審査日 69 型ですけど、
0:37:27	Hitz-B52 型では、
0:37:30	JISの
0:37:32	G-3118。
0:37:35	もうそれはもう爪に登録してあって、
0:37:39	それを、
0:37:41	使用することで、
0:37:42	Hitz-B52 型は、
0:37:45	処分されてる。
0:37:47	ただ今回、
0:37:48	ここに書かれてあるようにそのJISのG-3 駅記録で、
0:37:52	6 ミリリーカーっていうところを、
0:37:57	使用、
0:38:00	したいっていうのがあって、
0:38:03	ただそれは、JASMINEの規格には登録されてないので、
0:38:08	ただ、多分同じ炭素行であれば、このJISのG3188。
0:38:13	JISの 3116 も、
0:38:16	登録手続き的には何か
0:38:19	同じようにできるのかなとは、
0:38:21	思うんですけども。
0:38:23	それはできないっていうことで、
0:38:26	日立造船思います。
0:38:29	23118 はもともとはい。
0:38:32	登録手続きと。
0:38:36	同じように 316。
0:38:38	できるか
0:38:42	という。
0:38:43	へえ。
0:38:50	機械学会員、
0:38:52	やるよりは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:54	範囲を絞ったか。
0:38:57	できないかなってというのが、
0:39:04	その範囲を絞るってということがちょっといまいち理解がまだ進んでないんですけど。
0:39:10	範囲を絞る。
0:39:15	へ。
0:39:19	のパック。
0:39:26	あと、オン、
0:39:31	へえ。
0:39:32	そういう、
0:39:33	かなり制約条件がつけない。
0:39:36	制約条件、
0:39:41	今、我々、
0:39:44	へえ。
0:39:50	その中で、
0:39:59	スペース、
0:40:04	ている。
0:40:11	営業参与ガイドラインで、
0:40:21	用地一般、
0:40:25	炉心支持構造物。
0:40:29	それ、
0:40:30	であればもうちょっと、
0:40:36	考えられ
0:40:37	そういったところ
0:40:55	ドライにのつつ、
0:40:57	機械を
0:40:58	2 登録しようとする等、
0:41:01	その温度範囲とかが一売り運転ですけども炉心に近いところとか、とかそういうのも手当てはまってしまへ原島伊井。
0:41:11	すごい。
0:41:13	は今回調整が使おうとしている温度範囲内位よりも広範囲というか、いろいろこう、
0:41:21	イシイで
0:41:23	ていうところもやらない。
0:41:26	るのでそこまでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:28	でも、
0:41:30	は必要ないんじゃないかっていう。
0:41:32	考え。
0:41:34	今回の
0:41:37	審査、
0:41:39	院内で、
0:41:40	材料と、
0:41:49	そう。
0:42:27	すいません日立造船のヒグチ。
0:42:30	先ほど、
0:42:32	ヤマシタSGV材。
0:42:38	とろう。
0:42:40	材料の限界がどこまでにある
0:43:06	すいません 300、
0:43:13	もし、機械学会に登録する。
0:43:16	というような形になると、さらに追加の試験が必要になってくる
0:43:20	というような状態になるかという。
0:43:23	したがいまして、可能であれば、型式指定の山ですね、
0:43:28	特に、
0:43:30	職員という形になるかもしれませんが、そういった審査をしていた だけの方が、我々としては、範囲を限定した中での材料の使用というこ とで、できるのではないかと。
0:43:49	規制庁松野です。
0:43:52	条件付で、心臓して、
0:43:55	それで
0:43:58	適合性を生む
0:44:01	で、もしそうであれば照明、
0:44:07	刀禰ます三宅。
0:44:09	ですけども、
0:44:12	でも基本はその証明で、その基準値の設定方法、考え方について、
0:44:19	確認するとしても、
0:44:23	基本はこのじゃ住めの。
0:44:25	ガイドに沿ってデータを、
0:44:28	集めて、
0:44:29	データに沿って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:31	説明。
0:44:32	される。
0:44:35	新規材料ガイドで、中に 12 項目ありますけども、
0:44:40	ただそういう条件をつけた。
0:44:43	話があるとその辺のデータとの関係ってのはどうなるんだ。
0:44:50	はい。
0:44:53	小範囲を限定した範囲であれば、ザツ住め飲んOA企画に、
0:44:59	新規材料採用ガイドラインに沿った内容で試験をすべてしております。
0:45:04	形では御説明が可能
0:45:14	規制庁マツノ
0:45:17	そうするとじゃあ今の申請書につけている別紙の、
0:45:21	内容は、
0:45:23	特に、
0:45:26	補正で変える必要もなく、
0:45:28	今の
0:45:29	新設所で、
0:45:32	説明されるという。
0:45:34	ことですか。
0:45:36	はい。
0:45:38	少々お待ちください。
0:45:54	すいません日立造船の樋口ですけれども、
0:45:57	基本的な記載している企画チーム。
0:46:00	設計基準値等は変更しませんけれども、
0:46:05	先ほど
0:46:09	そこに至る考え方をもう少し丁寧に、
0:46:12	ご説明するような形で、
0:46:15	内容は補正
0:46:29	規制庁のトガサキちょっとそもそもなんですけど
0:46:35	これ、材料規格外のう。
0:46:38	を使うっていうことはもう投資申請の当初から質問、
0:46:43	説明があって、
0:46:45	こういうコメントを。
0:46:48	してるんですけど、
0:46:51	当初の申請ではちゃんと申請書に園木架空の座材料の許容値とかが、
0:47:00	説明を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:08	その資料も提出していただいたんですけど、
0:47:11	当初はちゃんと型式証明の段階でちゃんと許容値を設定して、その妥当性も、型式証明の中で説明されるっていう、
0:47:24	お考えだったと思うんですけど、この前、ヒアリングでは、まずだから、補足説明資料を、の内容を、
0:47:35	これから確認することになると、時間がある程度かかりますよねっていう話をしたと思います。一方で、
0:47:46	その登録ですね、学会の登録を文字取るっていうことが決まっているのであれば、そういう方針を型式証明の中で、
0:47:57	うたっていて具体的に、約束通り、登録を取ったっていうのを型式してる段階で確認するっていうやり方もあるんじゃないかという話があったんですけど。
0:48:10	今回みたいに、そういう、
0:48:14	ハタしか登録はしないんですけど、証明の段階ではなくて、指定の段階で、規格外の
0:48:21	妥当性を、
0:48:23	確認して
0:48:25	して審査してもらいたいというご提案だと思うんですけど。
0:48:31	この考え通り型式証明の中で、
0:48:34	説明されるっていうことを、
0:48:37	やられないのかっていうのをちょっと教えていただきたいんですけど。
0:48:41	データとかもちゃんと
0:48:43	そろっていて今の申請書に書いてある規格値の妥当性は、
0:48:48	その試験とかで、
0:48:50	ご説明できるっていうお話だったと思うんですけどそれであれば証明の中で、
0:48:55	ちゃんと
0:48:56	許容値の妥当性を、
0:48:58	説明していただくってのは可能だと思うんですけど。
0:49:02	そういうやり方はとられないんでしょうか。
0:49:05	ありがとうございます。
0:49:07	と前回の、
0:49:09	フィーリング
0:49:10	それをやると時間
0:49:21	進む時間

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:24	中身
0:49:25	心配。
0:49:32	だから、
0:49:33	技術的な話。
0:49:38	規制庁のトガサキです。そういうような時間的な要はですね申請の当初からこう指摘させていただいたのに、なんで今の時期になって、
0:49:49	その詳細な説明が出てきたのかっていうのがまずあるんですけど、もし何かその時間を急ぐのであれば、もっと早い段階です、
0:50:00	補足説明資料等を、節説明していただければ、
0:50:04	それを確認する時間というのあったと思うんですよ。
0:50:08	それでそういう状況じゃなくて
0:50:11	時間がかかって、補足説明資料が出てきたっていう状況があったので、
0:50:16	それでじゃあこれからじゃあそういう審査をしますかという話で、Dで出てきたのがその登録を登録をされる、
0:50:25	可能性があるってことなんで、登録する場合はそういう、
0:50:28	型式証明の場合、
0:50:31	表面においては登録するってことを言っていたいて、
0:50:34	それで指定の段階でそれを確認するっていう、そういうやり方もあった、あるんじゃないかと話をしたと思うんですけど。
0:50:43	もう今のお話だとその登録しないってことなので、
0:50:49	許容値の
0:50:51	妥当性の審査っていうのは、
0:50:53	証明の中でこうやって食うのが、
0:50:59	もし、
0:51:02	もし、ちょっと、
0:51:08	麻生にそういうのがうまと当初の考えでは、
0:51:12	に戻るとそういうのが基本になると思うんですけど。
0:51:16	それはどうお考えですかやはり
0:51:19	証明証明の中でちゃんと説明されるっていうことなのか、それとも証明の中ではちょっと説明できない部分が、
0:51:27	あるということなの。
0:51:29	ちょっとそこをちょっとはつきりさせたいんですけど。
0:56:35	日立造船大岩です。
0:56:45	私も1件質問よろしいでしょうか。規制庁の福田です。
0:56:51	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:52	金属材料構造器架空に規定されてない。
0:57:00	これ今先ほどちょっと
0:57:09	入れようとする足りてないし、
0:57:24	すみません、日立造船の樋口ですけど。
0:57:29	材料ですけども、
0:57:32	バスケットに限定しなければ、
0:57:35	さらに高い温度で使用する、SGV480とか410
0:57:41	5程度の温度までは、
0:57:42	足は可能だと。
0:57:45	タカギまして、そういった観点で見ると、クリープ試験や、あと、
0:57:50	その温度域での高温引張試験、さらには、耐食性というか、
0:57:57	3週間
0:58:01	バスケットであればヘリウム環境下なので、腐食しないと。
0:58:05	切れる。
0:58:08	炉心支持構造物の炉心の方で使う、リアクターの方で使うとなると、やはりその観点で腐食も考慮しなくてはいけない。
0:58:16	ということ
0:58:19	上がってしまう可能性はあると。
0:58:22	ただし、
0:58:23	事例規格という形で登録できるのであれば、もしかしたら今の試験範囲でも、間に合うかもしれないんですが、
0:58:33	それは、剤、機械学会の方にお伺いを立ててみないといけないと思うんですが、
0:58:40	おそらく炭素工短JISに登録されているような、
0:58:45	単純項、
0:58:47	単純な炭素項ですので、
0:58:50	そういう登録の仕方をさせてもらえるかどうかというのは不明瞭な点大きいと。
0:59:56	規制庁福田ですもう一つの質問は、
1:00:01	これ
1:00:02	組成の範囲だけ見ると、
1:00:05	単に
1:00:07	組成範囲をちょっと絞ってあるだけのような材料で、単に厚みが違うだけ。
1:00:15	多分クリープ試験やって向こうは引張試験や、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:19	そしたら、
1:00:20	ほぼ退職。
1:00:22	もうそんなに。
1:00:23	嗟峨。
1:00:24	ないんじゃないかというふうに推察はされる。
1:00:29	一方で
1:00:30	金属雑誌キャスクの構造規格、
1:00:33	JAS名のやつ。
1:00:37	材料として登録しようとする、
1:00:40	すごい時間がかかるっていうのは、
1:00:43	何となく私も
1:00:46	その方も、
1:00:53	てない。
1:01:00	どうするかっていう判断をですね何かしない。
1:01:04	多分この構造だと、どうしても薄い材料。
1:01:12	こんな時代、
1:01:13	時系列の材料だ。
1:01:22	その判断。
1:01:33	でも我々
1:01:39	医師指標が必要になると思いますので、その指標が、
1:01:44	妥当なのかというのと、あとその指針ように下がって、
1:01:47	必要な情報が、
1:01:49	説明されるのかっていうのを見ないといけないと思うので、
1:01:54	それはだから、多分そういうイトウ見通しがちゃんとあるかどうかっていうのはもう確認しないといけない、いけないんですけど。
1:02:01	普通今までは型式証明の段階で、材料の許容値はちゃんと確定して、
1:02:07	指定の段階でその許容値を満たすかどうかっていうのを詳細な
1:02:14	設計で確認したと思うんですけど、
1:02:17	今回申請書でちゃんと共用地ですね、ちゃんと書いていただいて申請されてますので、
1:02:25	今のその審査っていうのはそれを証明の段階で、
1:02:29	妥当性を確認するっていう流れになってると思うんですけど。
1:02:34	そこはだから、そう、もしそそういう方針でやられるんだったら、
1:02:39	最初にも言いましたけど、本来もうさ早い段階ですね、そういう情報を出していただいてその審査の期間とかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:48	そういうのも考慮していただく話だったと思うんですけど。
1:02:53	ちょっと、何。
1:02:55	わかんないですけど最近になってそのデータが出てきましたので、
1:02:59	園田加古その審査をこの中でやる。
1:03:04	ということになると、
1:03:05	ある程度の時間かかると。
1:03:08	あとはだから、その
1:03:11	見通しがあるかどうかですね、それはそこは事業者としては、それはちゃんと見通しはちゃんと審査の証明の中で、
1:03:22	説明できる情報がちゃんとそろっているっていうふうに、
1:03:26	考えてよろしいんですか。
1:03:32	造成のヒグチで、
1:03:34	許容材料として限定
1:03:37	御所
1:03:39	の判断
1:03:43	を、規制庁のトガサキんでそうそうであればそのコンドキュ
1:03:48	規制庁側でも、それを、
1:03:50	聞いてみないとわかんないですけど、だそそれを
1:03:55	確認証明の中で確認できる。
1:04:00	見通しがある程度あるんであればその方針で審査ができるんじゃないかと思ってます。
1:04:05	それにそれについてはちょっと
1:04:08	福田さんとかアノホデホデさんのちょっと意見も聞いてみたいんですけど。
1:04:12	いかがでしょうか。
1:04:17	規制庁福田です先に
1:04:21	はい。
1:04:22	該当という答えを言いますと私は先ほどの説明のように、
1:04:28	組成の範囲は、単に絞ってあるだけという
1:04:37	この材料学どういう理由でこういう想定範囲が
1:04:46	あとはその機械的特性とかそういったところが、すべて必要なスペックを満たしてるんであれば、材料としては、
1:04:55	そういう
1:04:58	データが全部そろってるんであれば、
1:05:03	主要にはそういう差し支えはないんじゃない

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:08	と思います。
1:05:09	ホデさんお願いします。
1:05:19	私もあんまりよく生じないとうしていいかちょっとわからないところもあるんですけども、
1:05:26	聞こえますか。
1:05:29	聞こえてますよ。すいません。
1:05:33	要は、
1:05:35	藤。
1:05:36	手続き的なものだと思うんですけどね。
1:05:41	先ほど福田さん言われたように、要は要は機能が維持できる、その前提の構造評価ができる上で十分なデータがあって、
1:05:53	そういうものを使ってちゃんと説明しますよということであれば、私はいいののではないかなとは思いますが。ただ、やはりこういうふうに規格にないものですから、
1:06:07	どうであれですねやはり1回機械学会とかちゃんと相談してもらった方がいいんじゃないかなという気がします。
1:06:16	前回ちょっと申し上げましたけども、例えば落野崎今こそ、分水ですとかいうものもあるし、
1:06:29	もうかなり昔の話であれば、やはりその材料確認的な扱ってということは、要は、申請と、その認可のプロセスってことを考えたらね、そういう、
1:06:44	プロセスを踏んできてやったものだというふうに認識、これまでやってきているということであれば、ある程度その辺のことは、時間かけてもですねちゃんとどのタイミングで取れてなきゃいけないかっていうのはやっぱりいろいろあるかと思うんですけども、
1:06:58	まずは正式なプロセスを踏んだときにどうなのか、例えば、先ほど言われたように事例規格的にするのではどう、どう、どうなのかという、
1:07:09	明確にした上で、やっぱり方針は決めていただきたいと思います。斜面の段階であれば、要は機能に立脚したということと、いわゆる金属キャスト構造規格で言われているものと、
1:07:20	いう、そのデータがそろってて、それに従って設計をするという方針であれば、証明のときは、それでいいような感じはします。すいません。バラバラしましたけど、
1:07:37	意見ということで、以上です。
1:07:41	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	なそういうことでちょっとだから、書証いずれの中、いずれにしても、
1:07:54	この型式証明の中で規格外の
1:07:59	を使う。
1:08:02	今の申請書にはその許容許容値が載せてありますので、
1:08:07	その許容値の妥当性ですね。
1:08:09	妥当性についてはその審査の対象に、
1:08:13	なるんじゃないかと思えますんでそれを、
1:08:16	今、
1:08:17	の方ではちゃんと説明できる情報はそろってるということなので、それを
1:08:22	審査の中で、各、
1:08:24	何を、
1:08:25	する必要があるんじゃないかと思う。
1:08:29	だからそのときにだからその今の、16 ページの書き方が、
1:08:35	ちょっと中途半端な書き方だと思うんですよ。
1:08:39	是枝なんか、法人だけ
1:08:42	言って、あとはもう貸してというふうに見えるんですけど、
1:08:47	ほぼ方針だけでは多分足りないと思うですよ先ほどの話だと許容値は落とさないんですよ宣誓書からは、
1:08:56	その補足説明を、
1:08:58	ちゃんと補正でずつ追加されるということだったので、
1:09:03	何かその部分、
1:09:05	その部分をどん
1:09:06	説明してもらう必要があるかと。
1:09:10	あと指定と何か切り分けももし、出てくるかわかんないですけども、証明の段階で全部説明し切ったら、もう指定の段階ではその材料を使うっていうので、おありだと思うんですけど。
1:09:21	何か指定証明の段階では
1:09:25	そういう説明しきれなくて後段ないと確認できないものがあれば、その指定では何を説明するかとかってですね。
1:09:33	そそういうのももしかしたらあり得るあり得るかもしれないんですけど、
1:09:37	いずれにしても、ちゃんと今の許容値、
1:09:40	の妥当性についてのちゃんと説明。
1:09:43	ていうのは、必要なんじゃないかと思ってます。
1:09:47	そういうちょっと、
1:09:50	だから、16 ページの書きぶりをもうちょっとですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	諸証明の中でちゃんと見るんだっていうのがわかるようにしてもらう必要があると思うんですけどそこはいかがでしょうか。
1:10:24	すいません。
1:10:27	エプス
1:10:28	データは、
1:10:31	今、
1:10:41	で、
1:10:42	一応主照明、
1:10:45	としては、
1:10:49	申請書の中にそれ、
1:10:54	というところはちょっと
1:11:01	照明の
1:11:05	手続きのフーンかもしれない
1:11:09	将来JA企画の
1:11:13	可能性は、ちょっと
1:11:15	やりたい。
1:11:16	とは考えて、
1:11:17	それを、
1:11:19	申請書に書く。
1:11:23	どっか、
1:11:24	後、
1:11:27	対応。
1:11:29	にしたいと考え、
1:11:36	私は問題なアmano流的にはいいんじゃないかと思えますけど。
1:11:42	いや、ちょっとさっきも言ったんですけどだから
1:11:45	証明の段階で例えば、例えば他の
1:11:48	キャスクだと、もう証明の段階で、
1:11:51	その図、企画、
1:11:56	これも
1:12:00	指定の段階では特に追加の
1:12:07	こういう形でもう今あるデータで、すべて湯強調の妥当性とかを説明し
1:12:16	ができればもう多分、
1:12:19	あれもそれがちょっと認められれば、
1:12:21	学科の登録とかっていうのはあまり関係なくなってくると思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:27	ちょっとその、
1:12:30	カラー
1:12:30	の証明の段階で確認できて、指定の段階じゃないと確認できないようなものが、もしだから出てきた場合に、
1:12:40	その部分の書き方について申請書でどう、どうするのかですね。
1:12:45	そういうのは出てくると思うんですけどちょっとまだちょっと話を聞いてないので、
1:12:49	そこはどうなるかってのはちょっとまだわからないです。
1:13:11	規制庁マツノです。
1:13:15	その点でちょっと幾つか
1:13:24	20 ページ目なんですけど、
1:13:27	ここでその除熱、
1:13:30	評価、
1:13:33	基準値に対して、解析結果
1:13:37	裕度が小さい。
1:13:40	理由としては、1000 ピーティングファクト、
1:13:45	保守性が見込まれる。
1:13:48	表を見るとこれ、
1:13:50	最大風化位熱量の設計というか月量。
1:13:58	ハタ読めると。
1:14:00	そのその保守性が、
1:14:04	見込まれてる
1:14:06	姿勢をそれぞれ見込む。
1:14:09	この辺りだけがやっぱり保守性が必要だ。
1:14:15	があれば、ちょっと説明をお願いします。
1:14:34	はい。日立造船の岡田です。はいもともとは燃料の発熱量というのは下回らないさらに配置の制限等もございますし、ということで、
1:14:45	もともと燃料最大に入れられるところがこの最大崩壊熱量という設定となっております。しかしながら、解析評価においては、当然それを下回った場合、
1:14:57	発熱量を何ですかね
1:15:02	絶対絶対超えないというのが発売発熱量ですが、それだけではその評価としては十分裕度を確認することで確認するという観点もございますし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:13	ということで燃料ではもう設計としてこれ以上超えないというような仮定のもと、最大層変え熱量を設定しております。ですからこの崩壊熱量のところ、すでに
1:15:26	もう絶対言う裕度を持たせて設計するというような考えでやっております。
1:15:37	秋田杉下です。衛藤。この設計崩壊熱量が、江藤の品ファクターを考慮した設計崩壊熱量というのが、
1:15:45	発熱量を、
1:15:46	CHASTE、
1:15:52	ショッピング
1:15:57	それよりも
1:15:58	平均
1:16:02	を
1:16:05	燃料の発熱量が比較的
1:16:08	しても、
1:16:12	そこに入り得る燃料の一番高い発電所。
1:16:17	意見を関は
1:16:23	これはあれですか、何か
1:16:26	燃料の軸方向認証分布図と分布とその熱解析と考慮したそのピーキングファクターって何かグラフみたいな。
1:16:35	それをもとに、
1:16:37	何か、
1:16:38	ピーキングファクタの平均値を設定して、
1:16:42	そういう、
1:16:43	考え方ではないんですか。
1:16:49	すいません。
1:16:50	松尾さんよろしいですか。はい。
1:16:54	今松野さんが越したご質問されたことに関連するんですけどね。
1:17:00	何か非常に、
1:17:02	誤解を招いてしまうような気がするんですよこの、このシート見てたらね。
1:17:09	ていうのはね、
1:17:13	PEEKファクターを考慮しない最大崩壊熱量に対してピーキングファクターを考慮したと書いてありますよね。
1:17:19	20 ページでね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:23	本来比較する、実際の燃料っていうのは、実際に燃焼度分布持ってるわけですよ。
1:17:29	持ってる、要は、個々の保守性を言うのであれば、実際のものに非常に近いものに対して、多分包絡した事項コウノ燃焼度分布持ってるから、
1:17:41	その辺の差異を言ってもらわないと、要は話がわかんないんじゃないかなと思うんですねだから、例えば、ここで言う、
1:17:52	どうですかね平均年収平均年収とか最大燃焼度かあれですけども、その時の素直なご意見の結果と、例えば何分割化して、
1:18:04	それぞれやったときの足し算がどうなのかっていうところと、実際に非常に近いピーキング、要は事故燃焼度分布を考えたものに対して、
1:18:15	当然設計発熱量をすせ、設定するための発熱分布っていうのは、その包絡されるようなApp近地項高燃焼度グループに基づく計算をされてると思うんで、
1:18:29	むしろ、ピーキングファクターを考慮しないということではなくて、たとえ実際存在するピーキングファクターに対して、す、保守側に設定した燃焼度分布に、事故後燃焼度分布に基づく、
1:18:44	例えば発熱量を石発0にしてるとかね。
1:18:47	それがどれぐらいなのかっていうことが重要じゃないかなと思うんですね。
1:18:52	その辺はいかがでしょうか。
1:19:04	条線の
1:19:07	うん。
1:19:14	少々お待ちください。
1:19:45	はい、日立造船の岡田です。はい。今のコメントありがとうございました。はい今のコメント通り、このPFを考慮しないというところではなくて、
1:19:55	最大熱量の対崩壊熱量に対して、それぞれPFをコール数しないというところも含めてそれぞれで具体的にどういった保守性を持ってるかというのは、
1:20:06	素子を示したほうがわかりやすい。
1:20:09	というわかりやすいよねというようなことで理解はいたしました。はい。その理解でよろしいでしょうか。
1:20:17	うん。
1:20:21	そうです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:25	要は、向こうが本当にそれ正しいのっていうところなんです結局ね、だから、要は、もともと、もともとの実態だと思っんです燃料とね、燃料の実態に対して実際設計でこう考えてるよっていう話を、
1:20:39	ちゃんと正しく書いてもらうっていうことが重要だと思います。
1:20:49	はい。日立造船の方です。そうですね除熱の説明のところ確か
1:20:54	どういった設定してるかというのは多分書かせていただいと、いただいといますのではい。そのあたりを確認して、はい実際の決めた実態といいますか、この
1:21:07	金このキャスクの性能として決めている最大崩壊熱量に対して、どのように保守側を設定するかという説明をですね例えば裕度をこんだけ見ているっていうところも、確か、
1:21:20	オリゲン等での誘導だったり、また設定ところで、包絡するところこのぐらいついていうようなところの、
1:21:34	はい。
1:21:35	誤解がないように表現を適正化してください。お願いします。
1:21:45	承知いたします
1:21:49	この点を今補足説明資料にも何も書かれてないんですか。
1:22:08	そうですね1度過去に除熱の強いところでご説明させていただいた内容を一度確認させていただきたいと思います。はい。
1:22:21	すいません。
1:22:23	公開
1:22:24	無料の石崩壊熱量の考え方の、
1:22:39	規制庁マツノじゃ次の、
1:22:41	確認なんですけども。
1:22:44	40 ページ目で、
1:22:47	前回の審査会合で、
1:22:49	指摘した点なんです。
1:22:54	津波荷重の
1:22:56	荷重条件、
1:22:59	サイトウ内容で、
1:23:08	その下にこのうち(イ)、
1:23:10	次の説明において括弧 2 の説明と区分するため、
1:23:15	あるんですけども、
1:23:18	そもそもこの
1:23:20	評価部位によって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:22	津波荷重の
1:23:25	条件の考え方は、
1:23:27	変えてないですよねっていうところがまず1点と。
1:23:33	もう評価部位に限らず、
1:23:37	(2)で書かれてある。
1:23:39	その津波ハーツと漂流物衝突荷重を構成した。
1:23:44	津波荷重で客船キャスク今作用させるっていうところが、
1:23:49	ガイドでも求められてるところの要求事項でもありますので、
1:23:55	そこは、
1:23:57	今、
1:23:59	の内容で間違いないかどうかっていうところをちょっと、
1:24:18	須藤さんハマダ
1:24:22	質問としてはもう、
1:24:26	もともと、
1:24:38	密封境界部と外筒につい
1:24:43	作用しますので、
1:24:46	ハーツと漂流物と、
1:24:50	別の
1:24:52	荷重として作用させて、
1:24:55	バスケットとDNPにつきましては、
1:24:59	このキャスクの中にあるもの、ある。
1:25:04	直接の波の力というのが作用しなくて加速度として、
1:25:09	作用しますので、
1:25:13	したものを与え
1:25:17	加速度に起きた
1:25:20	荷重が応力というのを評価しており、
1:25:28	今このパイプに書いてあるこのうちのところの最後の、
1:25:33	誤解を招く恐れがあることから津波、
1:25:37	ペースと漂流物衝突荷重と同時にさせ対応させる。
1:25:41	そういう機会に見直すこととするっていうのは、
1:25:45	どう見直すんですかこれは。
1:25:47	(1)(2)両方とも、
1:25:49	今それぞれこういうふうな記載になってるけど、
1:25:52	この記載に統一するっていうことで見直すんですか。
1:25:59	今までそれぞれという言い方をしていたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:03	それによって、
1:26:05	津波発だけが作用した条件と、
1:26:08	漂流物衝突荷重だけが作用した条件の蓋パターン。
1:26:11	あるという誤解を受け、
1:26:13	受けていた。
1:26:16	して、
1:26:19	表現、
1:26:20	ちょっとやめまして、
1:26:21	津波、
1:26:25	漂流物衝突荷重は別の別々の力として、
1:26:30	この二つの力が同時に作用するという、
1:26:34	表現、この(1)についてそういう表現に見直すということ。
1:26:40	規制庁マツノ。
1:26:43	確認しますけども、この密封境界部及び該当、バスケット及び電熱品、
1:26:49	いずれにしても、
1:26:51	この津波は自発と漂流物衝突荷重を同時に作用させるっていうところの条件を、
1:26:59	統一させるっていいですか。
1:27:08	日立造船濱田です。ほう。
1:27:10	統一というと
1:27:13	どちらにも、津波 8 と漂流物衝突荷重と、
1:27:17	同じ力が作用しているんですけども、
1:27:22	密封境界部と外灯については、別々の力、
1:27:26	与えて、
1:27:27	バスケット及び熱については、合成した他に達した。
1:27:32	荷重として与えている。
1:27:35	津波の
1:27:37	ちょっと、
1:27:38	漂流物衝突荷重の条件としてはどちらも同じ。
1:27:48	規制庁の、
1:27:51	のは、
1:27:52	今の描き方書きぶり。
1:27:56	書きぶりはまずそれぞれ作用させるって両方。
1:28:00	ニッピ協会もパス血糖、
1:28:04	そういう書き方になってるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:07	だから、要は
1:28:10	今の申請書の、
1:28:12	記載がどうなって、どういうふうに直すのかなんですけど、多分実態は回答の(1)(2)にあるようにどっちも、
1:28:23	同時なんですけど、その同時の表現の仕方が違うじゃないですか、別々の荷重として同時についていうふうに書かれてるのと、
1:28:30	合成した津波荷重をっていうふうに、どっちも同時なんですけど、
1:28:37	別々に同時なのか、合成して同時なのか、っていうのが違うんですけど、そういう表現を、下記を開けて、
1:28:45	記載を見直すのか、それとも両方とも同時についていうのだけを書くのか。
1:28:52	ていうのを、具体的にどういうふうに今の記載を見直すのかっていうのを教えてもらいたいですけど。
1:29:05	はい。はい。日立造船の小形です。先ほどこの一番の密封境界部及び該当に関しましては、ここは別々の荷重としてということでそれぞれというのはこちらのRIP境界部及び該当のところで、
1:29:19	表現しておりましたので、こちらはどうかわりやすいように同時にという表現を入れさせていただきます。
1:29:25	一方でバスケット及び電熱新こちらはですね合成した荷重ということで、合成した津波荷重という合成という言葉でもう同時に、
1:29:35	作用させているというのが、理解されるというふうに私認識しておりますので、こちらに関しましては、表現はこのままとさせていただきます。ですからわかりにくい。
1:29:46	かなと思う。わかりにくい表現になってたと思われる。
1:29:51	それぞれ作用させる密封境界部と外筒のこの
1:29:55	(1)の左下の絵にあるような、こういった状況は、これ両方とも同時に作用させるんだよというようなところをわかりやすくしたいということで、こちらに関して同時という表現させていただきたいと。
1:30:10	規制庁のトガサキです。
1:30:12	そうすると(1)の説明は今は、
1:30:18	それぞれ作用させるって書いて
1:30:21	ある、あるのを、
1:30:23	今後は、
1:30:24	それを同時に作用させる。
1:30:26	というふうにか変えてだ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:28	この(1)にあるように別々の荷重として同時にというのは、書かないんですか。
1:30:58	今、
1:30:59	北朝鮮ハマダです。
1:31:00	今補足説明資料の記載としては、
1:31:07	ちなみパーツ応答分布箇所として、
1:31:10	漂流物衝突荷重を集中荷重として、
1:31:13	モデルに同時に作用させるという、
1:31:16	来ていますので、
1:31:18	あと別々の荷重としてというのを、
1:31:22	あえて
1:31:23	ではないですけども、
1:31:25	それぞれ、はちよつと、
1:31:28	衝突数、果樹と、
1:31:32	それぞれ同時にという
1:31:34	評価させるという。
1:31:35	記載になっています。
1:31:40	ちょっとわからないのがこの、この鍵括弧でくくってるってことは、どっか2、
1:31:46	そういう記載があると思うんですけど、ここの、
1:31:49	このうちの文章のこの鍵括弧っていうのが、どこに記載されていて、その分、その表現を、
1:31:57	この鍵括弧、
1:32:00	に変えるっていうことだと思うんですけど。
1:32:02	でも今のご説明だと補足説明資料には違う説明が書かれてるんですね。
1:32:08	そうするとこの
1:32:11	パートの鍵括弧. ってるのはどこに書かれてる。
1:32:32	日立造船濱田です。
1:32:34	すいませんその鍵括弧の中は、
1:32:37	補足説明資料そのまま、
1:32:41	持ってきてるわけではなくって、ここの津波のところの全体的な説明として、
1:32:47	津波ハーツと協力衝突荷重をそれぞれ作用させるという言い方を、
1:32:53	今までしていたということを表した。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:00	そういう点もちゃんとせ、文章多くなるかもしれないですけどね正確に。
1:33:06	どこの、どこの文章をどういうふうに変えたいのかっていう説明であるんであれば、そこをちゃんと正確に鍵括弧でくくってもらった方がいいと思うんですけど。
1:33:20	はい。北朝鮮ハマダ。
1:33:23	お聞きしました。
1:33:24	ではもう
1:33:26	実際の記載内容をそのまま、小河本元こうだったのをこういうふうに変更すると
1:33:32	サイトウ、
1:33:36	そういうちょっと説明に見直しをさせて、
1:33:42	規制庁もあって、
1:33:46	次考え方だと思うんですけども、記載回ってますか。
1:33:55	佐瀬衛藤そこはちょっと違う考え方になってまして引き続き 24 型に関しましては津波荷重、
1:34:04	罪発による、
1:34:06	交渉力
1:34:12	津波。
1:34:14	0
1:34:17	これはおそらく江藤スベン 24 がた。与儀。
1:34:39	津波発と協力しオオツカ、
1:34:43	別々の形で、江藤与えるという。
1:34:47	ところは、衛藤佐々。
1:35:06	はい。日立造船の方ですこちらはもともとありましたのが成功するキャスクの説明としましては、
1:35:16	もともと
1:35:17	なんですかその輸送で評価をり、
1:35:28	全体的に先行するキャスク評価としましては、この
1:35:34	合成した荷重をするという評価で全部説明してたという理解です。それはPHITSP24も同様で、この恒設たこの荷重で評価を行うというような考えはございました。
1:36:00	衛藤先生
1:36:03	のところは江藤ここで求めた。衛藤。
1:36:13	荷重が入る、変わる加える場所。
1:36:16	というのをフランジ部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:19	僕は厳しいと。
1:36:20	いうところの、
1:36:25	目 3 メーターの
1:36:29	すごい
1:36:31	落下事象の体制です。
1:36:37	そうか。
1:36:40	ニイツ。
1:37:03	その津波、
1:37:05	鍛冶そのものをかかったと。
1:37:15	モデル、どういうふうを考えるかという
1:37:21	ちょっと
1:37:23	もう少しちょっと詳細に確認したいんですけど、5000、先行はどっちもあれだけど、合成の荷重を、
1:37:33	かけて、荷重をかけてたんですか。まず、まずその点確認したいんですけど。
1:39:11	日立造船の樋口でございますちょっともう少し丁寧にご説明させていただきますと、
1:39:17	P24 以前のですね、縦置きのカスク
1:39:21	としましては、
1:39:22	いわゆる漂流物衝突荷重と津波波力を合成した。
1:39:29	津波荷重、
1:39:32	を包絡する
1:39:36	等、
1:39:48	該当に関しましては、素材、
1:39:56	ナイトウに関しましては、当分
1:39:59	等、
1:40:10	該当の評価につきましては、津波波力として、
1:40:17	等分荷重で与えている。
1:40:19	20、
1:40:24	すいません該当は、表裏物の荷重がかかって書けてないんですけど、
1:40:31	漂流物は中央集中でかけてます。
1:40:34	すいません。
1:40:35	はい。だから、
1:40:37	そうですね。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:51	まず願い等わかりませんがイトウは先行と同じで密封境界部っていうのが、
1:40:59	あれですねAでいうと、この密封境界部の例えば建てなんで、
1:41:06	火
1:41:08	のフランジの部分、そこに
1:41:11	津波波力はだから、
1:41:14	高い方がちょっと言うあれです弱くなるんですよ。
1:41:17	三角形の、
1:41:19	そういうやつで、その、
1:41:21	高さを考慮した力と、それと漂流物がそこに両方、フランジの部分に当たるっていうことで、
1:41:31	先行例は評価しているというご説明でしたね。
1:41:38	今後、
1:41:40	フランジ部、密封境界部はどうなってるんですか。
1:41:48	ここのAの絵だと、漂流物は三分、
1:41:52	境界部にぶつかってないですよ。
1:43:01	はい日立造船の方です。
1:43:05	ここの令和で出す密封境界部の評価としましては逆にこの絵ではちょっと載せてないんですけど、これは経営報告から採用するか条例ということで書いてますが、逆に
1:43:18	ふたがわからず衝突する場合、
1:43:21	こちらの場合に、蓋部、一番蓋部に大きく荷重がかかる、蓋部中央部に、
1:43:28	各社集中荷重がかかるようにいたしました。その蓋部の変形が一番大きくなるフランジ部に当たるよりも、蓋部の中央に当たる方が、
1:43:38	密封境界部ですね蓋ふたの影響が大きいという考えのもと、橋梁物はこの蓋部の中央に処理をするような荷重を設定いたしました。
1:43:50	一方で、径方向に関しましては、ご指摘の通りあるんですが、小キャスク全体の密封境界部ということで、モーメントが一番大きくなると思う。
1:44:01	こういった秤量中央部に衝突させるものとなりました。ですから密封部の評価としましては、両方ですね、
1:44:10	蓋の、ここのこの絵でいきますと左から、集中荷重がかかる、波力がかかるというような条件も考慮した上で、厳しいと考えまして、評価を行いました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:22	規制庁のトガサキです荷重の方法が違うので、
1:44:27	どうして
1:44:29	あれですね事故報告のお2人の荷重の方が、密封境界部について、
1:44:36	この横から、このAだと上からですね境界部2、
1:44:41	加治斗果樹。
1:44:43	の方が小さいのかですね。
1:44:45	ていうのがわからないんですけど、要は先ほど成功例の比較では、先行例はこの部分に、
1:44:52	発と表、
1:44:55	漂流物の
1:44:57	荷重を、
1:44:58	同時に与えてたわけですけどその部分はここやられてないということなんで、
1:45:05	そこのちょっと説明が必要なんじゃないかと思います
1:46:12	今のご説明で今の状態では、
1:46:18	それぞれ以上のことではないっていうのであれば、
1:46:21	そのそれぞれ事実関係としてそこをちゃんと説明していただきたいと思います。これだと全部ど同時にどこの密封境界部について、
1:46:31	漂流物等、
1:46:33	津波はもう同時に、
1:46:38	荷重を与えられているという説明に見えてしまうんで、該当についてはそれでいいのかもしれないんですけど、
1:46:44	密封境界部についてはちょっと違うと思いますので、そこのちゃんと説明を技術関係として、
1:46:51	アノでやってない形でやってないでいいですので、
1:46:55	説明をお願いします。
1:47:00	はい。日立造船の方でそうしましたらはい事実説明させていただいてはい確認させていただきますはい。ありがとうございました。
1:47:12	規制庁、松野。
1:47:13	一応、私からの確認は以上ですけども、
1:47:17	何か
1:47:23	規制庁のテラノですと39ページ目なんですけど、バスケットの臨界防止上有意な変形が、
1:47:31	生じない誇張でないよう設計するて1万個、
1:47:36	塑性変形が生じ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:50	等、
1:47:51	はい。
1:47:53	じゅ
1:47:54	10、
1:47:55	計算値発生する。
1:48:05	この、
1:48:09	また 39 ページ
1:48:27	違う。
1:48:30	でなお書きが、
1:48:31	補足。
1:48:36	何が言いたいか。
1:48:45	昆パートナー。
1:48:50	はい。日立造船の岡田ですはいご指摘の通りいただいたコメントの通りです。はい。すコンパートメントもSAPコンパートメントも。はい。サポートプレートも、
1:49:02	はい。塑性変形が起こらないという確認がこの確認の仕方をちょっと説明の仕方となりますが、
1:49:10	てなければ、もうそれ以上の
1:49:12	何ですかね
1:49:14	塑性変形が、
1:49:15	小路でなければ、その時点で臨界防止に影響を与えないと、仮に万が一、塑性変形が生じた場合には、
1:49:29	生じた場合にはその変形が臨界防止に影響を与えないという確認をすると。
1:49:37	ところです。なお、ただサポートプレートに関しましては、この許容値の考え方の時点では超えないというような確認ができるかなというところで、この説明にとどめさせていただきました。
1:49:51	いただくと、本当コンパートメントは結果として、FC見てるベースを満たしてますよねってところとSyフェスは見てますということ
1:50:00	はわかるんですけど、サポート。
1:50:05	Gが結局はSIよりもちっちゃい値になってます。
1:50:12	はい、日立造船の方ですはい実際そういう確認までは、そういうそういうになっていることは確認できております。
1:50:20	設計方針に基づいてこういう許容値ですこういう結果ですっていうところはおそらく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:27	していただけます。
1:50:31	首藤さんの方ですはいそうしました。あとは選考と考え方が同じですので、表現、確認して、合わせられるところ合わせたいと。
1:50:42	規制庁トガサキ、私もですね 39 ページのところはちょっと、
1:50:47	理解できないんですけど、
1:50:51	あれですね、まずバスケットは有意な変形が生じないように設計するって書いてあるんですよ。
1:50:58	それで、
1:50:59	まずバスケットの許容応力としては、SEを適用するって言ってますよね。次に、
1:51:08	Syだから、Suっていうのは組成。
1:51:12	変形するんですよ。
1:51:15	TSIは支援しないんですよ。
1:51:17	それで、
1:51:19	まずだから、
1:51:21	Suというのはだからそ塑性変形が、
1:51:26	前提なんですけど、このSyっていうのは、
1:51:33	まずあれなんですか
1:51:36	一段階目としては、
1:51:38	塑性変形をしないっていう基準を、
1:51:42	まず確認して、それであれば有意な変形が生じないんですけど、
1:51:48	SIを満たさない場合は、
1:51:51	そうしたら有意な変形。
1:51:53	を確認するっていう二段階でやるってことではあるんですか。
1:51:58	はい。日立造船の小形です。はい。これがももとのバスケットの協力の考え方はそうですね塑性変形を起こさないことを確認できれば、有意な変形は起こらないという確認はいい。
1:52:10	ただし、それをじゃあの塑性変形を、
1:52:14	実際は臨界の評価では認めてないわけではございませんので、万一、塑性変形が生じている言葉、確認された場合には、その変形を考慮して、次は、委員会、
1:52:27	笛防止防止機能上、有意な変形でないことの確認をするという二段階というご理解
1:52:33	どれ
1:52:34	そうすると基準としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:37	SuとSIどっちなんですよじゃ。
1:52:40	はい。金属キャスク構造規格は日立を阻害する金属キャスク構造規格に定めるバスケットの供用状態Dというのが、これの供用基準が許容応力がSuになります。ですからこれは、
1:52:53	必ず、金属キャスクの思想として守るもの
1:53:01	エザキで
1:53:03	この 36 ページ、SIって書いてありますよね。
1:53:07	ここSuなんじゃないですか
1:53:17	日立造船の方です。そうですねここはもうあとはちょっと表現の仕方をうまくすつとできればと思います。はい考え方としては今ご説明してる通り、認めない場合、起こった場合には、
1:53:30	次は、先ほど 2 段階の確認
1:53:33	で表現。
1:53:36	これが逆にSu場合と、ちょっと表現は
1:53:41	それ我々ここを確認することで表現させていただいたんですが、考え方としては、SEを入れるかどうかという、
1:53:48	そこです。
1:53:50	規制庁のところそれでそういう、
1:53:52	二つだから、オプションがあるのであれば、ちゃんと二つ書いた方がいいんじゃないですか。
1:53:58	だから、だから、SUS合いで、
1:54:01	設計できる場合は、
1:54:04	そこで終わりのわけですよ。
1:54:06	SEになったら変形を確認するんですよ。
1:54:10	方針としては両方含まれてるんですよ。
1:54:15	だったら両方基準が必要だと思うんですけど、
1:54:22	日立造船の方です。なのでこの今の表現はあるんですが、多分逆にそのこのままこの気持ちだけオカ君とちょっと少し
1:54:33	誤解を生じる可能性もあるのかなと思いましたので、説明をうまくさせていただくということかなとちょっと理解
1:54:42	の
1:54:42	この認め、こちらに塑性変形が生じる場合は、変形が生じないことを確認するといったところをちゃんと説明し、気持ちはまずは
1:54:53	超えてないことを確認するといった今の説明を、
1:54:56	ちょっと工夫させていただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:59	うんだからそれを 3、36 ページの方にちゃんと書いたほうがいいんじゃないですか。はい。北澤さんの方です許容値の表現の仕方をもう一度はい。整理させてください。
1:55:10	すいません。
1:55:12	補ホデですけども、
1:55:15	要はね、39 ページの三つをまるかっからこれわかんなくなるんだと思うんだよね。
1:55:21	だから、要はあれでしょ。
1:55:23	要は金属キャスク構造規格に定めるバスケットの教授代理における応力中差云々ってところがこれが、要は構造強度基準としてこれ設けますよってということがまずあって、それで、
1:55:37	これなおなお以下はもっと言うとかロポツでもなくて、本当の中期レベルの話やねこれね。
1:55:44	中期レベルの話で、なお、要は例えば、 $S_y$ を超える場合にはその変形を高くしますよってということで、SDであちらの方も多分、その前の方に書かれてる。
1:55:56	構造強度基準とかもSEになって、で、
1:56:00	例えばその実際の評価自身がポチポチがついて、 $S_y$ 以下ですよ $S_y$ 括弧何とかで、これ以下であり要は塑性変形は生じないというようなことでね。
1:56:12	要は機能につなげるような話をね、わかるようにすればいいわけですよ。だから、要は、幾つも幾つも並列で書くからこれわかんなくなるんであって、少しちゃんと
1:56:23	構造強度上どういう基準でやってんのっていうところと、それとは別に昨日市でどう考えたかっていうことがね、明確にわかるようにちょっと修文、適正化を図ってもらえればいいのではないかと思います。以上です。
1:56:37	はい。日立造船の岡田ですありがとうございます。はい基準はこうであるというようなことを明確にし、その評価はこうであるというようなきちんとした説明をするという
1:56:48	そのための整理がしつつ、整理をさせていただきますありがとうございます。
1:56:53	はい。すいません。あと、36 についてちょっとこれは教えていただきたいんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:02	遮へいのところで該当とか、そんな大きい話じゃないんだけども、該当というところで曲げというふうに書かれてるけども、
1:57:10	これ、具体的にどこに出る応力が一番大きかったんでしたっけこれ。
1:58:11	時間かかるようだったらいいですよこれ該当っていうのは、例えば、別の聞き方しますがイトウっていうのは
1:58:19	円筒の部分と、丹波の部分全部含めてやられてるということ。
1:58:25	一番厳しいところはこうですよっていう数字書かれてると思っていけばよろしいですか。
1:58:31	日立造船濱田です。
1:58:33	該当としては円筒の部分、
1:58:38	円筒の部分ということね。はいわかりました。えっとね、一番厳しい検討の部分で、
1:58:46	一番厳しいところ、どこへ円筒の部分でよろしいですか。はい。の
1:58:51	株、
1:58:53	多分レジンカバー
1:58:54	下部レジンカバーとの接続、
1:58:57	しているその他
1:58:59	端っこの部分の曲げが一番厳しい状態になって、
1:59:05	要は要は看板と引っ付いてるところ近傍ということね。そういうことですね。はい。
1:59:12	そ
1:59:13	これ曲げってどういうあれですかこれ、どういうふうなことを考えて曲げて書かれたのこれ。
1:59:20	要は続こうを大きな梁として見た時の曲げ、
1:59:26	というつもりで曲げ書かれた。
1:59:42	ちょっと確認したかったのは、
1:59:44	通常ね、曲げとか何とかっていうのは、円筒とか何とかで、全体の全体が曲がるようなときに、その一発5コウノ分布ってほとんどないから、それっていうのは普通、
1:59:56	ここで言うと、普通の
1:59:59	例えば密封容器みたいなものであればね、それを扱いはね、効力扱いになるんですけども、
2:00:06	そういうところで、応力分類で本当にマーケットしていいかどうかっていうことでちょっと確認してください。
2:00:14	を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:16	よく、例えば全体が見たから下だっつたって、そのある日評価断面のところ、評価断面の全体の丸っぽっちゅうんじゃないって、要は、
2:00:26	板厚方向に対してほとんどこれ分布持ってないと思うので、浅間上手く扱いになるんじゃないかなという気がちょっとしたんですけども、その辺、本当にその分析が正しいかどうか。
2:00:39	応力分類とか、扱いが、と言われてる、一般に言われてる曲げ応力PBに相当するものね、ここで曲げって書かれてるけども、
2:00:51	それに合致するものかどうかと、下るならうまくで多分 1.5FBの何か、これがFcなのか。
2:00:59	何か何かよくわかんないけども、そういうふうなところで見直しが必要じゃないかなと思いますので、今一度確認していただければ結構です。
2:01:09	特に数値的にはそんな問題ないと思いますので、こうだから成立しないっていうことはないと考えてますけども、
2:01:16	その辺の分類が正しいかどうかというところで特にこれ中間角基準で施工し、支持構造物準拠のところもあるんで、
2:01:28	その辺で扱い間違わないような形で確認いただければと思います。以上です。
2:01:36	はい。日立造船濱田です。承知しました1度確認して、またご回答させていただきます。
2:01:45	はい。お願いします。はい。
2:01:48	すいませんあとすいません。トガサキですけど 39 ページのサポートプレートの二つ目のポツがちょっと、
2:01:56	これもうわかんないんですけど、要はここはあのサポートプレートは圧縮側だけ見ればいいわけですよ。
2:02:03	AFCを見ればいいっていうので、一つ目のポツで説明されてるんですけど、この二つ目のポツの説明の必要性ってのは何なんでしょうか。
2:02:18	はい。日立造船の岡田です。二つ目のポツの説明の理由は、これはです。ねSiO、
2:02:26	もともとのこれ前回のまでの資料の中で、コンパートメントはSIでも評価している。
2:02:34	サポートプレートは、そのSIの評価は不要ですかというようなところも、この図の
2:02:40	中でありましたのでその考え方と説明をさせていただきました。
2:02:46	多分、
2:02:47	サポートプレートは、SIの評価を我々は示していなかったと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:52	この差異は何です。どういったことですかというようなことも、
2:02:56	ご質問がございましたので、はい。
2:02:58	そのテラノですいません、衛藤多田臨界防止上有意な変形が生じてないことの補足的な説明をしてくれ、して欲しいという、
2:03:11	って引っ張りです。
2:03:14	だから、
2:03:17	圧縮、
2:03:19	航空多く圧縮側でもある、あるってことですか。
2:03:27	すいません。だからちょっとこの説明がわかんないけどまず圧縮応力でAFCを適用してますって言っていて、一つ目ですね。
2:03:36	で、圧縮のAFCっていうのは何か形状の補正が必要必要なんですか。
2:03:43	はい。日立造船の方の、この許容基準金属カスク構造規格のその許容値です圧縮の許容値を決める用地の考え方が、まずその
2:03:57	のベースとなる、基準値が $S_y$ というコウフテン
2:04:02	の基準で、
2:04:04	しかしながらこの圧縮というのは、法、例えば
2:04:08	細長かったり、
2:04:11	1個あたりで要するに、座屈の考え方ですので、そういった形状の影響を、よって決め
2:04:20	ちょっと説明足らずでしたが、このFC圧縮の基準を決めるのには、形状の補正が入っているというのは、その形状のAのパラメータが入っている。
2:04:32	という意味でちょっと書かせていただきました。その上で、基準値というのは、その $S_y$ をベースとした江口といういいですか、そういったところをベースとして、
2:04:42	ですから9. 基準の黒点の考え方の入った基準値の決め方をしているということで、
2:04:51	という説明
2:04:55	等こんなうアノ形状くれた補正が行われるんですけどその補正をするためにSiO使って、
2:05:04	だからちゃんとコール済みですってことを言ってる。
2:05:09	はいはいこちらでちょっとはいお伝えしたかったのは、 $S_y$ を基準とした、
2:05:15	非課長さんクラス $S_y$ と基準とした。
2:05:18	数ベースとした、今日千野君。
2:05:21	用地として、イシイは、Sは基準として決められているものであると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:26	ただ単純にSyだけじゃなくて座屈なので、このキョウチには、ただし、形状の要素も入っているよということをちょっとお伝えしたかったというところですよ。
2:05:39	そうするとこの部分、
2:05:41	部材の形状考慮した補正が行われるがこの補正において、SIが基準となって設定されているため、SIもコール済みであるという、
2:05:52	そういうこの説明ですか。
2:05:54	はい、喜多先生からそうですSIも考慮された記述基準値であるのという意味でちょっとご説明させていただこうと思います。だからそういうふうにした方がいいと思いますなんか必要ないみたいなことを書いてあるんで、
2:06:10	本当は考慮が必要ないみたいなふうに見えるんですけど、ちゃんと
2:06:18	だそこをちゃんと表現された方がいいんじゃないかと。
2:06:24	首藤さんの方です。ありがとうございますはい。表現見直させていただきます。ありがとう。
2:06:30	日付の基礎的なことを今更すいませぬ申し訳ないですけど結局さ、
2:06:42	優秀
2:07:00	なヒグチでございます。
2:07:01	まずコンパートメントを幾何学的に配置する。
2:07:07	あと中性子吸収材を適切な位置に配置する。
2:07:12	これを担保するのが、コンパートメントっていうことに
2:07:16	けども、その3コンパートメントが何で連結されてるかっていうと、サポートプレートとクランプを使って、基本的にはもうキャスクを道内に
2:07:32	例えばサポートプレートがない状態になるとクランプの1、
2:07:35	保てないかも。
2:07:42	コンパートメントの位置が保てない可能性がありますので、
2:07:46	そういった意味では、サポートプレートも幾何学的な、コンパートメントの幾何学的な、
2:08:14	ナンバー指摘事項No. 5で、19ページなんですけど確か前回の
2:08:20	ご説明の中で、補足説明資料を、
2:08:25	1-3の別紙8-4とか、そこら辺の図をつけてもらって何じゃこれっていうふう確かコアノことをお聞きした。
2:08:35	と記憶していて今今回文章に、
2:08:42	どう
2:08:43	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:43	組、
2:08:45	もうちょっとこの図があればいいなと思ったのが 19 ページのその絵と、
2:08:50	この上の方、キャスク径方向にはなんちゃらと消す、キャスク軸方向にはなんちゃらってあった時これ他の遮へいの、
2:08:59	何だモデルですね
2:09:01	輪切りというか、別紙。
2:09:08	2-9 ページの別紙 2-3 図のことです。
2:09:13	であつてもそれで
2:09:15	とりあえずし、その品質課題室を設定するっていうところは、遮へいの
2:09:24	であつてますよね。
2:09:35	もう一度お願いいたします。ご質問は上部格子枠のモデル化の保守性と妥当性ってことなんですけどこの説明の仕方がまずこの子
2:09:44	安く系方向にはなんちゃらとかキャスク軸方向になつちやつた。
2:09:48	て均質化材質を設定するというのは、別紙 2-9 の話。
2:09:53	もう入れてます。
2:09:55	でいいんですよ。
2:09:58	と、
2:10:00	江藤キャスク径方向のモデル化の考え方というのはそうですね椎野 9 ページで、軸方向になった時に、別紙 8-3 の別紙 8-1 がおそらく、
2:10:13	入ってくる
2:10:18	そう。その通りでございます。そうですね。これだったらわかりやすいんで、これ、追加してもらってもいいですか。
2:10:26	衛藤。
2:10:27	多分文章で読むと、飛ぶよりは会合でっていうんですけどわかりやすいかなと思ってて、はい、麻生千野サトウすみません、上部黄色になった時には確かに別紙 8-2 とか 8-2 ニイツとか 3 図の、
2:10:42	これをこう、
2:10:45	目方っていうのは、
2:10:50	輪切りと、
2:10:52	こういうふうに分割してるよっていうのゆ言いつつ、上部格子枠っていうのはごそもそもの遮へい遮へい材というか、
2:11:00	保守的になるようにその分 0 少なくなる設定っていうので理解
2:11:13	をこの図は、
2:11:14	最確債権になつちやうかもしれないですけど、小さくていい。
2:11:20	あと同じページというか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:23	わかりやすく、
2:11:30	すいません。
2:11:32	あと、何かあったんで、
2:11:36	そうです。
2:11:37	私も、
2:11:40	そのDC、今度は、なお、指摘事項No. 11 位。
2:11:47	例えばP8、P37 ページで
2:11:51	明日目のパートB、Dの企画時からpartDに変更する。
2:11:58	でかい。
2:11:59	この辺は、
2:12:01	っていうのはこうなんですか。
2:12:04	鷲尾。
2:12:05	その変更理由とかがちょっと、
2:12:08	こっちの別紙3の方にこうなんちゃらって書いてあるんですけどよくわかんなかったんですけどこういうふうにはサラサラとしれっと。
2:12:16	やっぱこっち使いますっていうのはありなんで、
2:12:20	すいません。
2:12:22	企画。
2:12:26	口を読む。
2:12:27	今までの考え方だと、パートPD、
2:12:30	考えてただけど、
2:12:33	今回、
2:12:34	D変更しますねっていうのはない。
2:12:40	37 ページ、いろいろ書いてありますけど他に、
2:12:45	文字が大きかったんでここにしましたけど、
2:12:56	そういう理由で、
2:12:59	ハタでいいんだって
2:13:03	そうすいませんこの、
2:13:05	何か読んでても、よくわかんなくてこっちの別紙3の方が、
2:13:14	材料さんの世界では当たり前のかな
2:13:18	じゃあ何で最初Bにしたんだっていう、
2:13:21	もあって、
2:13:25	鉄道線ハマダです。とりあえず 37 ページ。
2:13:33	もともと明日名から、このSEを引っ張ってくるときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:39	この材料の規格Gである規格として記載されてるカードBの数値を使っ てたんですけど
2:13:47	その数値というのが
2:13:50	標準温度だよ。
2:13:51	企画。
2:13:53	実際の部材の温度はちょっと
2:13:57	して、
2:14:00	ちょっと最初、それ、
2:14:10	多分 2、
2:14:12	にした後に
2:14:14	実際の温度の
2:14:16	どの
2:14:29	このPartDの、
2:14:33	実際の設計温度に相当するSE、
2:14:39	引用するか。
2:14:41	2 編
2:14:45	標準運動。
2:14:49	で、どれくらいの幅なんで、
2:14:50	一見温度ってどれくらいの幅幅っていうか努力。
2:15:00	他の企画、
2:15:15	すいません、ホデですけども、はい。
2:15:19	ね、これ、要はね、Bでも問題ないんじゃないの実は、Bで書いて、Bと いうのは、例えば、各成分こうですよとかなんちゃらですよっていう、書 いてあって、
2:15:33	昔は多分このDっていうのは、僕らが知ってる時のAppendixだと思っ たんですねこれね。
2:15:40	具体的に設計に使用する各部カクウ温度条件における、例えばSIとか SDとかっていう表でヴィアと出て要はこれがいわゆる材料規格でいう、
2:15:52	別表みたいなんか、別表じゃないけど
2:15:55	どういうのかな、各温度でブルーで強度が示されているような、
2:16:00	ところなんですよねだから数値自身はいいかもしれないけども、要はこ の
2:16:07	言ってしまうと逆に、PartBでDをリファーしてるのであれば、広い意味 で言えば、Bでもこれ問題ないということにはなりませんか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:28	だからBってあれでしょ例えばJISで言う例えば実日、実の例えば鉄鋼だった時の、なんちゃらかんちゃ 4303 の視察、304 っていうのはこんな企画ですよっていうのが書いてあって、
2:16:42	Dっていうのは、いろいろ設計建設規格とか、材料規格で出てる表を示してるでしょこれっていうのはですね。
2:16:53	っていうのは、
2:16:56	今日おすすめそこ。
2:16:59	北朝鮮ハマダです。その通り。
2:17:03	だから、要は、それであればよくわかんないけども、藤。
2:17:10	C10200 っていう言い方ってこれASTMの言い方じゃないの実は、
2:17:15	そういうことはないですか。
2:17:17	明日目立ったら何か前に何かつくとかいうことない。椎野前に、
2:17:30	材料のスペックのような気がするけど、C-1、10200 っていう言い方すると、
2:17:38	現実の話で、非常にちょっと細かい話、厳密に飛ぶんであれば、その辺をよく考えて、何かASTMのやつそのまま書きちゃったらここに書いてあるわって書いてあるんだったら、その辺の表現の仕方っていうのは、
2:17:52	ゆ厳密に適正に言うんだったら、ちゃんとその、要は、このすでに名称書かないといけないと思うし、それが思うし、
2:18:03	一緒に
2:18:05	すけども、その辺、例えば材料を、
2:18:08	例えばあれですよ、何だったっけな。
2:18:12	例えば、あれだったら、
2:18:17	普通だったら、
2:18:19	ASTMだったら、
2:18:20	例えば、サッサ④板だったら 24 番のタイプ 304 って書いてあって多分厚手だったらSA240 っていう書き方で、Sがついたりつかなかったりするんだけども、
2:18:32	それは、規格によってそういう呼び方違うっていうところと思うから、ちゃんとその規格等規格で呼ばれてる材料と、それに従った内容だっていうことがちゃんと整合とれるような形で、
2:18:45	説明されるべきだと思います。以上です。
2:18:53	はい。日立造船濱田です。
2:18:56	木戸期間。
2:19:00	その記載通り

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:03	長期になる。
2:19:03	修正。
2:19:05	はい。必要であればそういう表記に修正いたします。
2:19:09	はい。お願いします。
2:19:15	語源名。
2:19:23	すいません。私の方からもう1個、ちょ、ちょっと気になったところをちょっとお話、言っているいいですかね。
2:19:35	えっとね 14 ページに例のクランプが示されてって、
2:19:42	どう、
2:19:44	ここの説明で、
2:19:47	先ほどクランプの機能でね、
2:19:50	クラブ機能って、
2:19:52	サポートプレートつないで要は、コンパートメントが所定の正しい位置、
2:19:59	ちゃんと配置させるための、
2:20:03	どうですか。樽井泰みたいなものだと思ってよろしいですね。
2:20:09	日立造船もそれで正しいですか。日立造船の樋口でございます。ご理解の通りです。
2:20:16	はい。であればね例えば、モデル化のところね、プラント構造これ、
2:20:24	だから高尾繋いでんのがクランプだとすると、クランプが外れたら、要は、先ほどのように、未臨界維持体系自身が、
2:20:35	の形状維持というところが、難しくなる。それも、
2:20:42	その、その理解で正しいですか。
2:20:46	日立造船の樋口でございます。当社のご説明とさせていただきますは、クランプがなくてでもですね、胴の中にキャスクの
2:20:56	容器の中に入ってしまうと、容器で支えられてしまいますので、クランプがなくても、みりんかいいに影響するようなことにはならない。わかりました。
2:21:08	要は、
2:21:12	というか、クランプがなくてもそれを維持できるってということなんですか。はい。すいません。日立造船の樋口です極端なこと言うと、クランプがなくても維持できます。
2:21:21	だからそれは、設計上の、要は移動の拘束がかかっているからってことですね。
2:21:29	さようでございます。
2:21:31	はいはいわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:35	で、
2:21:36	先ほどの説明ちょっと気になったんですけれども、クランプがどうなんかな、クランプじゃないけどこのサポートプレートが何かあると何か、
2:21:46	そういう説明されてませんでした先ほど、要は
2:21:53	日立造船の樋口でございます。先ほどご説明させていただいたのはサポートプレートがなかったら、クランプの位置が、期間、
2:22:02	うちが維持できない可能性があるというお話をさせていただき
2:22:06	サポートプレートがなかったらですねだからサポートプレートがこの形状を担保できなかったらっていうふうに理解してよろしいですねそれであれば、はい、さようでございます。
2:22:16	はいはいわかりましたとなるとね、えっと、
2:22:20	で、そのサポートプレートをつないでるのがクランプなんだから、えっとね、例えばここでモデル化で、地震及び竜巻飛来物の評価で、
2:22:31	考慮しないで考慮しないのは過重かかんないから考慮しないっていう意味合いだと思うんですけれども。
2:22:36	例えばその、
2:22:38	その機能としてはこういうもんだけども、要はこういう、このような外部事象に対して、要はここに付加されるような荷重がかからないから、
2:22:50	これは
2:22:53	考慮しないつったらね、なんかね昨日、
2:22:56	昨日を否定してるような感じやね。だから、何々だからモデル化もモデル化を行わないとかね何とかそういうことじゃないかなと思うんですね。だからいきなり考慮しないってこと詰めてると。
2:23:10	なくてもええやんけっていうふうな、要はなかってもなかっても維持ができると、先ほど実質ね、設計としてそうなのかもしれないけども、
2:23:19	例えばサポートプレートがどっかにあって例えば小、これが繋いでなかったら、ポロポロと下落ちてからね、実際そういうことないんでしょうけども、
2:23:28	というふうな、その御所御説明をそういうふうにちょっと受け取ったので、それであるならばここをもう少し丁寧に説明された方がいいと思います。
2:23:44	これ次第とか何とかっていうよりも、つなげるっていう、要は、あって、つないでところが外れればサポートプレートの機能を失われるんだ、失われてしまうんだけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:56	実際そういうふうここにここが外れるようなクランプ 2 その外部荷重に対して変な舵かからないから、これは今回考慮しませんっていうことを丁寧に説明された方がいいのではないかと思います。
2:24:08	以上です。はい、滝造船の樋口でございます。14 ページのモデル化のところでのモデル化の話について、もう少し丁寧に記載させていただこうその通りでございます。はい。
2:24:21	ありがとうございます。
2:24:23	はい。よろしく申し上げます。
2:24:29	経常のテラノです他、質問コメント等ございますでしょうか。
2:24:37	特にナカノ、
2:24:38	業者さん特に何か、
2:24:45	日立造船、
2:24:47	日立造船のヒグチですけれども、ちょっと大変ちょっと申し上げにくいんですけれども、
2:24:54	前回、
2:25:03	後で、
2:25:04	受けまして社内で、
2:25:05	手計算でやっているものをすべて再生、
2:25:13	計算です。やっているものが、バスケットと外筒と、トラニオンになるんですが、その中でトラニオンで、の中でですねちょっと
2:25:23	危機的とはちょっと言えないんじゃないかっていう評価が、
2:25:27	それをちょっと1度、もう一度ご説明させていただけたらなと思ってまして、
2:25:32	できれば次回ですね、SD95 台の説明もしくは、それ、時にでもですね、
2:25:42	それもあわせてご説明させていただけないだろうかというお願いなんですけれども。
2:25:51	所長。
2:25:59	今日 9 日、日立造船の井口ヒグチです今日の回答の中にはございません。
2:26:07	今日の記載のところには関連せずにですね、トラニオンレジ接続部というところに関係しておりまして、
2:26:16	今日のご用今日ご用意した資料の中には入っておりません。
2:26:23	規制庁のトガサキです今日の
2:26:27	数の 30 ページで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:31	申請時から設計方針変更になった点について、理由を説明してくださいというので、
2:26:36	それでああや誤りについては、
2:26:42	誤りは、
2:26:52	羽山
2:27:07	山根すいません誤りはですね 18 ですね。
2:27:11	高校だから山に他に誤りがないか社内の申請の確認体制も含め説明することって書いてあって、
2:27:19	それで、
2:27:23	これ一前は仙田他に誤りがなかったという。
2:27:30	あれちゃんと説明してくださいって言ったと思うんですけどそこは、
2:27:34	29 ページのう。
2:27:37	一つ目のポツですか。
2:27:40	これのあれなんじゃないですか
2:27:43	御説明の中に入るんじゃないですか。
2:27:54	しいて言うのであれば、28 ページで、処置として、バス血糖の強度計算書についてです。
2:28:05	ことなんです。
2:28:06	これを水平展開して行って、
2:28:11	街灯及びトラニオンの方も、
2:28:17	所です。
2:28:18	トラニオンの未接続。
2:28:23	表カーでちょっと
2:28:26	星。
2:28:27	評価としても保守的では、
2:28:32	ヤマシタ。
2:28:46	はいない。規制庁の高崎です。ですからこれ、この室の 28 ページっていうのは、
2:28:53	この他に誤りがないか社内の申請書の確認体制を含めて説明することっていうふうに言ってますので、その答えをちゃんと説明してもらいたいですよ。
2:29:05	だから、今日の時点での説明はまだあれですね 29 ページの、
2:29:11	何、一番し、あれですかね最後のポツになるのか。
2:29:17	もう、どこに関わるのかわかんないんですけどだから他の誤りがないかというのをちゃんと説明していただきたいと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:24	そこ、まずは今回途中経過であるのであれば、
2:29:28	その都築のところをちゃんと説明してもらいたと思います。
2:29:32	日立造船の樋口でございます承知いたしましたこのNo.10の回答として、
2:29:39	追加のご説明をさせていただきたいと。
2:29:45	そうですね。この誤りだけじゃないんですけどその次のものもちゃんとだと当初申請されたものっていうのは、企業だからそれで説明していただく。
2:29:56	ものなんですけど、そこから変わるもの五つについては、ちゃんと組織内でちゃんとチェックしてるんですかっていうですね。
2:30:05	そういう今回あまりにもあったし、なんかいろいろ設計変えてるところもあるので、それをちゃんと網羅的に、社内のと、チェック体制も含めて、
2:30:16	説明していただきたいという趣旨なんですよ。
2:30:19	だからみんな五月雨式に守られませんでしたとか、でもまだ、あり、あるかもしれないですっていうんではなくて、ちゃんと網羅的に社内で、
2:30:29	ちゃんとチェックしたものを、説明してくださいということです。
2:30:35	関ありがとうございます大変申し訳ありません。承知いたしました対応させていただきます。
2:30:46	規制庁の瀬野ですでは、以上でよろしければ、はい。今回ヒアリング等をさせていただきます有賀ございました。
2:30:52	ございました。
2:30:54	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。